

研究費についての問合せ窓口

目白大学・目白大学短期大学部では、キャンパスごとに研究者、研究費に携わる方々からの研究費の適切な管理に関するご相談を受け付けております。

新宿キャンパス 研究支援課

東京都新宿区中落合4-31-1
TEL ● 03-5996-3110(内線395)
E-mail ● kakenhis@mejiro.ac.jp

岩槻キャンパス 国立埼玉病院キャンパス 庶務課

埼玉県さいたま市岩槻区浮谷320
TEL ● 048-797-2115(内線246)
E-mail ● univsyomu@mejiro.ac.jp

研究活動・研究費の取扱いに係る 不正行為の通報窓口

目白大学・目白大学短期大学部においては、研究活動に係る不正防止規程に基づき、以下の通り研究活動・研究費の取扱いに係る公益通報の窓口を設置しています。

通報窓口

目白大学 地域連携・研究推進センター

〒161-8539 東京都新宿区中落合4-31-1
TEL ● 03-5996-3110
FAX ● 03-5996-3146
E-mail ● fuseiboushi@mejiro.ac.jp

通報方法

- 電話、E-mail、FAX、書面又は窓口における面談(原則として実名で行う)



学術研究 倫理ガイド



目白大学
目白大学短期大学部

目白大学・目白大学短期大学部 学術研究倫理憲章

目白大学・目白大学短期大学部は、「主・師・親」という建学の精神に則り、国家・社会への献身的態度、真理追求の熱意及び人間尊重の精神を持ち、学術研究活動を通じて、社会の発展と平和に貢献する。学術研究に関与する者は、それが人間、社会及び自然環境に多大な影響を及ぼすことを常に念頭に置き、本学が受け継いできた他人に犯されぬ自主性と独自の価値観を堅持しつつ、常に良心と良識に従って自己研鑽に努めなければならない。本学は、学術研究の信頼性、公正性及び自由闊達な学術研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から沢く信頼、尊敬及び期待を得られるよう、本学の学術研究活動に携わる全ての関係者に係る倫理的な態度と行動規範として、下記の通り学術倫理憲章を定める。

記

1. 本学の学術研究は、社会の発展と世界平等に係る人類共通の課題発見と問題解決に貢献する。
2. 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、常に人間、社会及び自然環境との調和に基づいた社会的弱者の庇護と地球環境の保全に十分配慮しつつ、公益の増進に積極的に貢献する。
3. 本学の学術研究は、全ての研究関係者が国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規程とその精神を遵守し、自己の良心に従い、社会的良識をもって誠実に行動し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に真摯に応える。
4. 本学の学術研究においては、人権を尊重し、個人情報保護の保護に留意することはもとより、一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないように努める。
5. 本学の学術研究においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切な管理運営に努める。
6. 本学は、研究倫理に係る教育・研修、研究環境の改善・整備及び安全管理等に努めるとともに、不正行為が起こらない環境整備に努める。

(学術研究倫理委員会 平成19年11月)

目白大学・目白大学短期大学部は、本学の学術研究活動に携わる全ての関係者に係る倫理的な態度と行動規範として、「学術研究倫理憲章」を、さらに「公的研究費補助金の取扱いに関する規程」、「研究活動に係る不正防止規程」、「研究費による物品購入等に係る取引停止等の取扱い規程」、「目白大学人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会規程及び同細則」などの規程等を定めています。

学術研究倫理に関する行動規範・規程等

学術研究倫理憲章

学術研究活動に係る者の倫理的な態度と行動規範

公的研究費補助金の取扱いに関する規程

競争的資金等の適正な取扱いに係る規程

研究活動に係る不正防止規程

研究・研究費不正の防止と不正行為への対応等に係る規程

研究費による物品購入等契約に係る 取引停止等の取扱い規程

研究費による物品の購入及び製造、役務
その他の契約の取扱いに係る規程

目白大学における人及び動物を対象とする 研究に係る倫理審査委員会規程及び同細則

人及び動物を対象とした研究が、
倫理的配慮のもとに行われることを目的とした
倫理審査委員会に係る規程等

学術研究倫理に係る規程

研究活動に係る不正防止規程

—抜粋—

【不正行為の禁止】

第3条 研究者等は、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為(以下「不正行為」という。)を行ってはならず、又不正行為の防止に努めなければならない。

【研究倫理に関する研修の実施】

第4条 研究者等が学外から獲得した競争的研究資金等による研究に参加する研究者は、研究活動に係る法令、研究費の執行等に関する違反の防止等のための研修等、本学が開催する研究倫理に関する研修を受講しなければならない。

【誓約書の提出】

第5条 研究者等が学外から獲得した競争的研究資金等による研究を行う研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者並びに同資金等に関わる事務職員は、「目白大学・目白大学短期大学部学術研究倫理憲章」の精神に則り、不正行為を行わないことを誓約した書面(以下「誓約書」という。)を学長に提出しなければならない。

2 前項の誓約書の様式は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会の議を経て学長が定める。

【研究費の取扱い手続き等】

第6条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

2 研究費に係る経理処理は、関係部署及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは次の各号のとおりとする。

(1) 本学が研究者等に交付する研究費の場合には、「学校法人目白学園経理規則」「学校法人目白学園旅費規則」及びこれらに関連する規則等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。

(2) 研究者等が学外から獲得した競争的研究資金等の場合には、当該競争的研究資金等を管轄する政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び各種法人等が定める取扱い規則等並びに経理規則、旅費規則及びこれら

に関連する規則等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。

3 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を「学校法人目白学園文書保存規程」に定める期間保管しなければならない。

公的研究費補助金の取扱いに関する規程

—抜粋—

【物品の発注先】

第12条 研究代表者等が競争的資金等により物品を購入する際の発注先は、原則として、本学が指定する外部業者に限定する。

【物品の発注者】

第13条 前条に定める物品購入の発注は、原則として、当該事務の担当者が行わなければならない。

【納品検収】

第14条 研究代表者等が競争的資金等により購入する全ての物品について、原則として、当該事務担当部署において、前条に定める担当者とは異なる担当者が納品時の検収を実施しなければならない。

【出張時の乗車券等購入】

第15条 研究代表者等が競争的資金等により出張する際の乗車券、乗船券及び航空券等は、当該事務の担当者を通じて、原則として、本学が指定した外部業者より購入しなければならない。

【競争的資金等により取得した設備等の寄付手続等】

第16条 学長は、競争的資金等により取得した設備・備品(以下「設備等」という。)の寄付受入に関する権限を、コンプライアンス推進責任者に委任するものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、経理規則に則り寄付手続を行わなければならない。

研究遂行上の注意事項

研究上の不正とは

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

研究費の不正使用とは

預け金

架空の取引により研究費を支出し、業者等に預け金として管理させること。

カラ出張

虚偽の申請に基づき出張旅費等に研究費を支出すること。

カラ謝金

虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等に研究費を支出すること。

差し替え

虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等に研究費を支出すること。

不正行為を行った研究者に対する応募制限期間(公的研究費の場合)

応募制限の対象者		不正の程度と応募制限期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	(学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質に応じて) 3~7年
	上記以外の著者	2~3年
ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者		2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		(学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質に応じて) 1~3年

不正使用及び不正受給を行った研究者に対する応募制限期間(公的研究費の場合)

応募制限の対象者	不正の程度と応募制限期間	
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年	
	私的流用以外で	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 5年
		② ①及び③以外の場合、 2~4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 1年	
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	不正使用を行った者の 応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	